

「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」に関するコメント

平成 20 年 5 月 26 日

あずさ監査法人

平成 20 年 3 月 31 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 25 号「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 売価還元法に関して（第 6-2 項(4)）

連続意見書第四によれば、売価還元法は、小売業及び卸売業に限られず、製品又は部品の品目数の膨大な製造業（たとえば製薬業、組立工業）においても、製品又は部品の払出しを一々単位原価で記録することが煩雑な場合にも利用される、とある。また、現状の実務においても、小売業及び卸売業以外でこの方法が利用されている例がある。

したがって、連続意見書上の取扱いと本会計基準との関係について説明を加えてほしい。

2. 適用時期等に関して（第 21-4, 71 項）

71 項において、「当該影響に関する適当な方法による概算額として、当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額を注記することができるものとした（21-4 項参照）」とされているが、21-4 項の保有損益の注記の扱いは、変更の影響額の注記と選択できるものか、それとも、財規ガイドライン 8 の 3-1 の、変更の影響額について「その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる」とする扱いにより、影響額を算定することが困難な場合にのみ容認されるものであるのか、わかりやすいように記載してはどうか。

3. 最終仕入原価法に関して（第 34-4 項）

最終仕入原価法は企業会計上認められていない棚卸資産の評価方法であるが、この最終仕入原価法について、第 34-4 項でその取り扱いが検討され、「期末棚卸資産の大部分が最終仕入価格で取得されているときのように、期間損益の計算上著しい弊害がない場合や、期末棚卸資産に重要性が乏しい場合においてのみ容認される方法」と記載されている。このような記載について、本方法は、企業会計上、容認されない処理方法であるという従来からの考え方にとくに変更が加えられたものではないため、会計基準として記載することは不要ではないかと考える。

4. 備蓄在庫に関して（第 34-10 項）

第 34-10 項では備蓄義務が課されている場合、保有損益については当期の損益に含めるべきでないため、後入先出法を採用することが適当であるとの意見もあるが、備蓄在庫については、通常の在庫と区分して、別の種類の棚卸資産として評価方法をそれぞれ適用する方が適当なのでないかとの意見もあったと記載されている。この記述だけでは、備蓄在庫については、どのように評価方法を採用すべきとしているのか（あるいは、特段の検討の余地がないということなのか）明確に記載されていない。この点について、明確に記載して頂きたい。

5. 保有損益情報の自主的開示に関して（第 72 項）

会計基準第 72 項では、IR 情報としての「棚卸資産の保有損益相当額に関する情報」の開示に関する取扱いについて検討がなされ、財務諸表利用者が企業の実質的な収益力を分析するための有用な情報となっていることから、これらに関する自主的な開示に関しては、「注記することは妨げられない」と記載されている。このような有用な開示情報の取扱いについて、必要な注記事項としないのであれば、会計基準で記載するのは適当でないと考える。

以 上